

第 2 3 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和 4 年 5 月 30 日 (月)
- 2 開閉時間 午後 5 時 00 分開会 午後 6 時 00 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 11 人
1 番 寺崎秀子 2 番 小野寺昭一 3 番 坂上 修 5 番 斉藤哲子
6 番 開澤克明 8 番 鈴木英博 9 番 松田直人 11 番 北村浩光
12 番 西永和美 13 番 舟根 禎 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 4 番 佐藤美頭雄、7 番 山崎禎彦
- 6 会議出席 岡野事務局長、清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 6 番 開澤克明、8 番 鈴木英博
- 9 議事内容
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
報告第 3 号 農業経営改善計画の認定通知について
報告第 4 号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認
について
議案第 2 号 農用地利用集積計画の要請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 4 号 土地の現況証明書の交付について
議案第 5 号 下限面積 (別段の面積) の設定について
議案第 6 号 別段の面積の区域指定について
議案第 7 号 農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 3 年度の目標及び
その達成に向けた活動の点検・評価」について
議案第 8 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第 23 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は 11 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、6 番委員、8 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 5 報告第 4 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案 2 頁をご覧ください。
報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でござい
ます。
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。
議案 3 頁、4 頁をご覧ください。
番号が 3 番から 4 番の 2 件でござい
ます。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでござい
ます。
届出の個所図については、別冊、説明資料の 1 項、2 項になりますので併せてご確認
ください。

続きまして、議案 6 頁をご覧ください。
報告第 2 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でござい
ます。
農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 1 項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 4 の (5) ①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告
します。
議案 7 頁、8 頁をご覧ください。
番号が 11 番から 14 番までの 4 件の申請がありました。
申請者の住所、氏名、生年月日、回答及び経営面積につきましては、議案に記載のとおり
です。

続きまして、議案 10 頁をご覧ください。
報告第 3 号「農業経営改善計画の認定通知について」でござい
ます。
農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告
します。

議案は 11 頁から 12 頁になりますのでご覧ください。

先ほど、報告第 2 号で意見した 4 件について、通知があり受理していません。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりでございます。

続きまして、議案 13 頁をご覧ください。

報告第 4 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明願書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第 3 条第 9 号の規定に基づき、1 番の現地確認委員、吉本会長、寺崎委員、小野寺委員及び斉藤委員の 4 人の指名について、専決処分しましたので報告します。

報告について以上です。

議長
委員
議長
議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第 6 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案 14 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は 15 頁、16 頁をご覧ください。

番号が 12 番から 14 番までの 3 件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、それぞれ、備考欄に記載のとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が 6 か月以内であるかの確認については、案件の全てが、要件に合致していると確認しています。

なお、全ての案件が、議事参与の制限を受ける案件でございます。

12 番の案件は、鈴木委員、13 番の案件は、開澤委員、14 番の案件は、舟根委員が議事参与の制限を受ける案件となっております。

審議の際は、ご退席をお願いします。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立

状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

議長 議事参与の案件がありますので、先に 12 番について審議いたします。

8 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

12 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 12 番の案件については、認めると決定しました。

8 番委員 着席

議長 続いて、13 番の案件について審議いたします。

6 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

13 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 13 番の案件については、認めると決定しました。

6 番委員 着席

議長 続いて、14 番の案件について審議いたします。

13 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

14 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 14 番の案件については、認めると決定しました。

13 番委員 着席

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 7 議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 18 頁をご覧ください。

議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により農用地利用集積計

画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は 19 頁、20 頁をご覧ください。

番号が 5 番で 1 件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は、議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の 3 頁、調査書が 4 頁に載せてありますので併せてご確認願います。

なお、5 番の案件について、松田委員が議事参与の制限を受ける案件となりますので、審議の際は、ご退席をお願いします。

先に、5 番の案件について、あっせん案件でございますので、担当の委員さんより、あっせんの補足説明をお願いします。

議長

5 番です。

4 月 7 日から 4 月 28 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。

総額 5,000,000 円で成立しています。

議長

議事参与の案件がありますので、該当者は、ご退席ください。

9 番委員

私の案件ですので、退席します。

議長

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

5 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員

全員挙手

議長

はい、それでは 5 番の案件については、認めると決定しました。

9 番委員

着席

議長

それでは、議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりました。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 8 議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案 22 頁をご覧ください。

議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計

画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

議案は 23 頁、24 頁をご覧ください。

番号が 25 番から 32 番までの 8 件ございます。新規が 7 件、更新が 1 件の契約でございます。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の住所及び氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の 5 頁から 12 頁まで、調査書が 13 頁から 20 頁に載せてありますので併せてご確認願います。

なお、議事参与の制限を受ける案件がございます。

25 番の案件は、鈴木委員、26 番、27 の案件は、開澤委員、28、29 番の案件は、舟根委員が議事参与の制限を受ける案件となつていので、審議の際は、ご退席をお願いします。

説明は以上です。

議長 議事参与の案件がありますので、先に 25 番について審議いたします。

8 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

25 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 25 番の案件については、認めると決定しました。

8 番委員 着席

議長 続いて、26、27 番の案件について審議いたします。

6 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

26、27 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 26、27 番の案件については、認めると決定しました。

6 番委員 着席

議長 続いて、28、29 番の案件について審議いたします。

13 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

28、29 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 28、29 番の案件については、認めると決定しました。

13 番委員 着席

議長 それでは、30 から 32 番の案件について、審議いたします。
質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」認める方は挙手をお願いいたします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 9 議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 26 頁をご覧ください。
議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」でございます。
北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。
議案 27 頁、28 頁をご覧ください。
番号が 5 番の 1 件でございます。
土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。
現地写真は 21 頁、22 頁、航空写真は説明資料の 23 頁、調査票は 24 頁に載せてありますので、ご確認ください。
報告第 3 号で報告したとおり現地確認委員を指名し、現地確認を行いました。
現地確認について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

1 番委員 はい、5 番の案件について、5 月 23 日、吉本会長、小野寺委員、斉藤委員、私と事務局で現地調査を行いました。
願出のあった該当地は、古くから建物が建っており、宅地として利用してから相当な年数が経過しているため、農地以外であると判断しました。
報告は以上です。

議長 それでは、議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。
質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いいたします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 10 議案第 5 号「下限面積（別段の面積）の設定につ

いて」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案 29 頁をご覧ください。

議案第 5 号「下限面積（別段の面積）の設定について」です。

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による令和 4 年度の下限面積（別段の面積）の設定について、審議を求めるものです。

記載の方針でございますが、方針の基本は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する北海道の下限面積 2 ヘクタールとしています。

以下、ただし書きの部分に記載の下限面積の設定については、平成 30 年（9 月 25 日）開催の（第 15 回）農業委員会定例会で審議され、それ以降、空き家付農地と、集積又は集約に適さない小規模な農地も含め、1 筆ごとの指定とし、別段の面積は 1 アールとして設定し、現在、運用しているものです。

令和 4 年度においても、引き続き、以上の方針を進めたいと思いますのでご審議願います。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第 5 号「下限面積（別段の面積）の設定について」説明が終わりました。

この案件について何か質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

続きまして、日程第 11 議案第 6 号「別段の面積の区域指定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案 30 頁をご覧ください。

議案第 6 号「別段の面積の区域指定について」です。

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の区域指定について審議願います。

議案 31 頁をご覧ください。

1 番の 1 件、1 筆の申請でございます。

農地の所在、地番、地目、面積、所有者については、議案の記載のとおりでございます。

説明資料の 25 頁に現地写真、26 頁に航空写真、27 頁に調査書を載せてありますので、ご確認ください。

この案件について、令和 4 年 5 月 16 日付けで申請があり、集積又は集約に適さない小規模な農地として受理しています。

別段の面積の指定については、説明資料の 27 頁の判断要件調査書により判断要件を調査し、今回申請のあった面積が 1 筆で 767 m²、家庭菜園の範囲と判断しています。

現在、対象農地の隣に住んでいる方が、現状管理していて、取得を希望していると聞いておりますので、今後、適切な管理が見込まれると考えます。

以上から、別段の面積の区域指定は、認められると判断いたします。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 6 号「別段の面積の区域指定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 6 号「別段の面積の区域指定について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、議案第 6 号「別段の面積の区域指定について」は、認めると決定しました。

議長 それでは、日程第 12 議案第 7 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 32 頁をご覧ください。

議案第 7 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」説明します。

この案件については、平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知において、農業委員会は、毎年度、「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」を作成し公表することが義務付けられていますので、審議をお願いいたします。

それでは、議案 33 頁をご覧ください。

(「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、朗読し説明する。)

議長 それでは、議案第 7 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」説明が終わりました。

この案件について何か質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 7 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 7 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 13 議案第 8 号「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 41 頁をご覧ください。

議案第 8 号「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」説明します。

この案件についても、前議案同様に、農業委員会は、毎年度、「最適化活動の目標の設定等について」作成し公表することが義務付けられていますので、審議をお願いいたします。

それでは、議案 42 頁をご覧ください。

(「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」を朗読し、説明する。)

議長 それでは、議案第 8 号「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」の説明が終わりました。

この案件について何か質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 8 号「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 8 号「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

局長 はい、議案 45 頁その他の、次回の定例会についてです。

次回、第 24 回の日程ですが 6 月 24 日（金）の 16 時 30 分からの開催で考えていますがよろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

委員 問題なしの声

議長 それでは、6 月 24 日（金）の 16 時 30 分からでお願いします。

局長 主な関係機関の日程については、記載のとおりでございますのでご確認ください。

私からは以上です。

議長 それでは、以上をもって第 23 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。